

平成24年 9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

17番	伊藤正信	18番	大原功
-----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 局長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第41号 市道の廃止について
- 日程第5 議案第42号 市道の認定について
- 日程第6 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第4 議案第41号 市道の廃止について

日程第5 議案第42号 市道の認定について

日程第6 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第39号から日程第16、認定第7号まで、以上15件を一括議題とします。

本案15件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず三宮十五郎議員、お願いをいたします。

5番（三宮十五郎君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、私はきょうの質問では一般会計決算認定及び国民健康保険特別会計決算認定、介護保険特別会計決算認定に関連いたしまして、市長や、細部にわたりましては担当部課長からお答えいただくことになると思いますが、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、23年度から滞納処分の停止について一定の物差しを設けて行うということがされることになりましたが、これはもともと健康で文化的な最低生活の保障だとか、税を初め行政が一定の基準を決めて国民や市民に負担を求めるときには、やはり健康で文化的な最低生活を維持することができる範囲で減額や免除していく。とりわけ、市町村長の責任で行うということが決められておりましたが、従来、もともと国税徴収法や地方税法等によりまして、例えば給与や年金等の場合につきましては、本人について社会保険料や税を払った残りが10万円以下になった場合には、扶養親族がいる場合には、1人について4万5,000円については強制的に取ることができない、差し押さえなどすることができないということが定められておりました。

さらに、それを上回る一定の収入がある人には割り増し制度も設けられておまして、単純に10万円を超えた分は取っていいというような、そういう仕組みでもないことも、既に私もこの場でも議論させていただきましたが、ただ、実際の状況としては、そうした賦課をすること、あるいはその徴収をすることによって生活保護を受けなければならないような状態になるような、その徴収をしてはならないということは考え方の土台になっておりますので、一律に金額だけではなくて諸条件も考慮するということがございまして、弥富市におきましては、生活保護基準の1.1倍という物差しを設けて、23年度から実施に入ったわけですが、こういった制度になれていないこともありまして、生活保護基準のその認定をする最初のときの基準の1.1倍ということをして市の制度では定めてありますが、実際には働いている人たちについて、生活保護の受給者に対してもそうでありまして、その人たちが日常的に保障されている収入は、その今決めている基準よりはさらに10%ほど高い状態、金額でいうとそういうこと。さらに、医療費の自己負担分がないということから見ますと、もう少し実際は高いわけですが、当市はとりあえずそういうことでやっておりましたが、この間、いろいろな議論をさせていただいた中で、その基準については実態に見合ったものに、あるいはそういう実際の状況も調べた上で、市として判断をしていく必要があるんじゃないかということで議論もいただいてまいりましたが、この決算に当たりまして、まず23年度のそうした制度に基づく滞納処分の停止、いわゆる貧困等を条件にしまして強制的に差し押さえ等の行為は行わないと。そういう状態が解決できずに3年間たてば、自動的にその課税については消滅する、当然その延滞金についても消滅するという制度でございまして、この制度が

初めて適用されることになりましたが、23年度、まずどのような考え方で、実際にどの程度が、特に市民税、国民健康保険税について実施をされてきたのか。

また、今、申しあげましたように、市の基準を合理的なものに改めていきたいというような趣旨の発言がありましたが、その辺については、いよいよ新たにまた新年度の事業の中できちんとやっていただくことが求められておりますので、ぜひ具体的にその起用について御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** おはようございます。

では、三宮議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、滞納処分停止の点につきまして23年度実績で申し上げますと、延べ113件の処分停止を行っております。その内容といたしましては、内訳といたしまして、滞納処分をする財産がないときの者について74件、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときのものが27件、滞納者の所在及び財産がともに不明であるときが12件でございます。

今後の改善目標につきましては、既に弥富市の滞納処分停止事務取扱要領によりまして、国税徴収法、地方税法の規定によります運用により、それより若干緩和した内容により事務処理を行っております。

それから、一部不明瞭な表現の改正を考えておりますが、いまだそれ以上の改正については、公平な税の徴収の趣旨から考えておりませんので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 今の国税徴収法の基準より、地方税法の基準などに比べて若干緩やかな、上回るということだと思っておりますが、今、市が決めております、私が一番問題にしておりましたが、生活保護の認定を受けるときの条件ということになりますと、今、生活保護を受けながら働いている人たちにつきましては、例えば10万円ほどの月収のある人が生活保護を受けている場合、足りない場合、その場合には生活保護を新たに申請したときには、実際の収入から控除されるというか、それは除いて生活保護の計算をされる額が一定の基準で決められておりますが、その例えば70%だとかというような基準があったり、それから大体月額そんな5万だとか10万程度の収入、働く勤労収入がありながら生活保護を受ける人につきましては、少なくとも1万円は収入が認定されずに控除される仕組みがあるわけですが、こういうものを考えますと、実際にその基準の1.1倍ということになりますと、生活保護基準よりも基本的に低い、少なくとも生活保護基準以下という状況、それから医療費などの自己負担がなくなるということから考えますと、それよりももっと低いということ

で、そういう諸事情を鑑みまして緩やかなというふうなお話もあったと思いますが、考え方の基本には、実際に現在そういうような条件で、特に働いている人たちを中心にした収入がある人に、税が実際に減額や免除を求めるような条件ですから、あるという前提ですから、そういう人につきましては、少なくとも今現行の生活保護を受けている人たちよりは有利な扱いが受けられるような条件を考えているというふうに理解してよろしいでしょうか。その辺ははっきりしておいていただかないと、現行、基準を決めておいても、生活保護を受けている人よりも低い条件でなければ救済を受けられないという仕組みというのは、やっぱり不合理だと思いますので、その辺の考え方の、まだきちんと明文化されていないというお話でしたが、考え方の土台についてはどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** 議員のおっしゃられる生活保護の認定の基準につきましても、平均収入充当額を基準に考えるわけですが、その中にその基本的な控除がされておるかどうかというような内容だと思いますが、まだお示しはしていないんですけれども、減免制度についてはそのような考えであります。ただし、今の滞納処分の停止につきましては、そのような考えはございませんので、よろしく願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** そういうような考えはないと言われてますが、現行の制度の中では十分、不十分はあるんですが、ある時期の生活保護基準の1.1倍という制度で今やっていますよね。ただ、この制度そのものについていうと、実際に生活保護を受けている人に比べると、例えば単身の10万円あれば受けられない方もありますが、家賃等の関係で受けられる方もあるというような状況だと思いますが、少なくとも月額2万円近い、10万円でなくても8万だとか、そんな程度の人で家賃が3万6,000円程度の場合には、その生活保護を受け始めるときの基準に比べて2万円ほど収入があっても、収入として認定せずに控除するというんですか、収入認定しないというふうに生活保護の担当の人たちは言うておりますが、そういう基準がありますよね。医療費なんかの自己負担がないということを見ると、当然それは今部長がおっしゃられたように、生活保護を実際に受けている人よりも幾らか緩やかな基準にするということが前提だと思いますが、しかし、そういう考えは持っていないということになりますと、ちょっとおっしゃられたことや現在やっていることと違うと思いますが、いかがでしょう、その辺では。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** 滞納処分の停止の取扱要綱につきましては、生活保護制度による保護の要否判断を行う際に認定されます世帯の収入充当額が保護基準に基づき算出されまし

た最低生活費の100分の110以下ということで考えております。

ですから、税の減免におきましては、収入額の中に基本的な基礎控除を入れる考えでございますが、この今の滞納停止処分につきましては、この基準で従来どおりの考え方でいきたいと考えております。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 従来の基準でいきたいということですが、要するにその負担をすることで生活保護以下になるか、またはそれに近い状態になる場合が滞納処分の停止の基準ですよね。そうすると、現在の生活保護家庭が通常受けている同じ条件の方よりは、今、部長がおっしゃられたような基準でいきますと、少なくとも今言ったように、例えば勤労収入が10万円だとか、あるいは15万円あって生活保護費がそれを上回って保護費を受給しておる人に比べると、月額1万数千円から2万円ほど、要するに市の今の制度でいくと、低い基準でしか適用されないということになりまして、これは少なくともそうした制度そのものが生活保護以下になるか、ないしは近い状態になる場合に、それを超えて強制的な徴収をしてはならないという定めからいいますと、今の基準でいくと、それよりも低い基準以下でなければ、今現在の弥富市の中で生活保護を受けている人に比べて、単身だったり、あるいは2人ぐらいの御家族の場合ですと、働きながら生活保護を受けている人に比べて同じような条件の人が、月額でいうと1万円から2万円近い低い状態でなければ、そういう法律で定められた支援が受けられないというのは、私は市町村長が法に基づいてこの仕事をやるという建前からいいますと、そういう制度の趣旨からいうと、これは恐らく、私は裁判で争えば、争ったほうが勝てると思いますが、その辺の判例だとか、それから実際の制度の趣旨からいって、それでいくということは、そういうことを承知でやられるということでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** 今の滞納処分の執行停止につきましては、本人の収入のみを見て、その生活保護基準を下回るというのではなく、やはり処分できる財産というもの、預金とか自動車等ですね、そういった調査も行いまして、それに該当すれば、当然生活保護に認定で行っていただくというのが筋道だろうと考えております。滞納処分の停止につきましては、やはり課税の段階でそういった基準収入の中に基礎控除も差し引いた中で判定をしておりますので、滞納処分の停止とは若干異なるかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 問題をはぐらかさないでください。課税の段階で基礎控除や、そういうものをするのは当たり前の話で、そんなことをしなかったら税法違反ですからできませんよね。問題は、その基準、今、この税金は実際に払うときは、市民税につきましては1年

後ですよ、所得税はその年度に払うわけですよ。市民税は1年後に払うわけですよ。そうすると、あるいは滞納が発生した場合も何年かたって払うということになるわけですが、そのときの収入で考えるということであって、生活できなくても取っていいという基準は絶対ないと思うんですよ。最低生活を侵さない範囲で取るというのがこの滞納処分の停止の一番の考え方だと思いますが、それ違いますか。

**議長（佐藤高君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** やはり税の公平性といいますか、そういうことも鑑みながら、滞納処分の執行停止については、現状のまま行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

**議長（佐藤高君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 問題は、法律の趣旨と、それから実際に今世間で運用されておる判例だとかというのは、行政をある程度拘束するものになっていますよね。だから、当然異議があれば裁判やいろんな方法で争うわけですが、今の市のこの基準というのは、少なくとも実際に生活保護を受けておる人の収入に比べて、単身なり2人なりの10万円前後の収入のある人を基準に考えると、月額で少なくとも1万円から2万円程度は少ない基準でなければ滞納処分の停止を認めないと。あるいは、その人たちについていえば、医療費なんか自己負担なしでありますから、そういう一方で、さっきも言ったように減免についてはある程度緩やかにするということですが、もともとこの議論が始まったのは、滞納処分の停止が法の趣旨に沿ってきちんとやられていないのではないかという議論の中で起こったことであって、一度考えたいというお話だったんですが、今、減免についてはそういう方向で考えましょうと。しかし、滞納処分は、とにかく生活ができなくても税の公平の立場からいただくものはいただきますと、こういう考え方でいきますよということだと思いますが、そういう理解でよろしいですね。

**議長（佐藤高君）** 大木副市長。

**副市長（大木博雄君）** まず、考え方として2つ大きく分かれると思うんですが、減免ですね、現在課税されておる、例えば市民税だとか、あるいは健康保険税についての減免は、現在課税されておるわけですよ。そういった方については、生活保護費の最低生活費の基準と比べる段階で基礎控除は判定の材料とします。

ただ、滞納につきましては、極端な場合ですよ、ずうっと過去から、当時払える状態であったにもかかわらず、ずうっと滞納してきたと。たまたま今状態が悪くなったから、滞納処分の執行停止をしてくれというのは、これはいかがなものかと思います。そういった場合も同じ条件でやるというのは、やはり公平性がないということで、確かに100分の110という数字は使いますが、基礎控除については判定の材料にはしないということで進めるということ



で、今、課税されておるやつが苦しいから何とかしてちょうだいというのは100分の110、しかも基礎控除をきちんと算定して、本来の生活保護を受ける状態、その段階で最低生活費と判断して決めると。

それと、先ほど言いましたけれども、滞納処分については、過去から、当時払えるにもかかわらず払わなかった、今苦しいから助けてくれと、これについては、確かに生活保護費の100分の110でやりますけれども、基礎控除については算定しないということで考えております。

なお、今言われた最低生活費に食い込んでまでの徴収はしないと、これは基本的には変わっておりません。以上です。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 今おっしゃられた言い方でいきますと、最低生活に食い込んだ徴収はしないと。だけど、もともと今の国税徴収法にしても地方税法にしてもそうなんです、当然生活保護費に食い込んではいかんという考え方と同時に、それに近いような生活状態に陥る場合もという、そういう前提がありますよね。生活保護費以下でなければだめということじゃなくて、生活保護に近いような状態の場合にということと、もう1つ、今、私も何人かの納税相談、本人の求めに応じて会ったことがあるんですが、過去に払う払うとって約束しておいて払わずに来て非常に態度が悪いと、したがって、この人についてはもう厳しい対応で臨みますと。

それからもう一方で、市に対して、納税相談をやる、実際にはどんどん毎年ふえていくんですが、その人の収入の状況やいろんな状況で、相当の額を持っておっても、やはり強制的な取り立てはしないと、努力をしているということを認めたということでやっておられると思うんですが、そういうことからいいますと、本人の理解だとか、あるいは市の側のきちんとした接触や対応があって、そして実際のその収入の状況からいってやむを得ないなという人についていうと、かなり滞納があっても、それは強制的に今言われたようないろんな生保や制度の条件の範囲の中では認めていくということですよ。

それで、私もいろんな納税者の相談に乗った中で、なかなか本人たちが自分の税金の仕組みだとか、そういうことが理解できない、あるいは市の制度そのものについても理解ができない。例えば、国民健康保険や介護保険の減免制度についても、弥富の制度はかなり全県的に見ても、特に介護保険の制度なんかはいい制度になっておると思うんですが、ずうっと適用ゼロですよ。これは、私は本人の努力だけじゃなくて、やっぱり行政の側のきちんとした市民への周知だとか、あるいはそういう滞納になる人たちに対する相談が、その人たちが理解できるような形でされていないということももう1つの原因であって、しかも現実、今副市長がおっしゃられた、最低生活に食い込むような徴収はしないと、あるいは強制徴収は

しないということが守られれば、それはそれで私は一定のちゃんとした救済の方法になると思うんですが、しかし、今の滞納が発生した、確かに私は本人の側の理解不足や努力不足もあると思うんですが、もう一方でいうと、職員がだんだん減ってきたり、いろんな中で、窓口の職員の皆さんに聞いても、とてもそんな相談、来てくれれば別ですが、訪問してまでできるような状況じゃないということは言われるのね。だから、早い段階でやれば、そんな滞納にならんで済んだなあというのが私たちが今まで相談に乗ったケースでもたくさんあるんですが、そこは私は本人の努力、本人の責任と同時に、もう一方で行政のきちんとしたアドバイスや、徴収のそういう事務、それから本人がこれを越えた以上の負担をあなたがどうしてもできないというならしなくてもいいよというきちんとしたサポートがあれば、随分ここは解決できると思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** 納税相談におきましては、非常に職員が手薄であるということと、皆様方に大変御迷惑をおかけしておることは事実でございます。

これからのことにつきましても、職員においても十分納税者の身になって相談をさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** そうしたら、この問題ばかりやっておると時間がありませんので別の質問に移りますが、非常に最近、機構なんかとの絡みで滞納に対して厳しい対応をしてきているということの関連もあると思うんですが、もともと税金につきましては、現年分や本税を中心に納める、当然延滞金は反則金みたいなものですから徴収するというのもあると思うんですが、実際の弥富市の状態からいいますと、平成19年の決算で見ますと、過年度分の収納が1億円ほどありますが、延滞金は795万8,000円でありました。ところが、23年度は、過年度分の滞納分の本税の納付は1億6,700万円と大幅にふえておりますが、延滞金のほうは3,200万を超えて8倍になっているんですね。もともと本税、現年分や本税優先ということていきますと、国民健康保険の収納率というのは、ほとんどここ数年は91%台、ずうっと変わっていないのね。しかし、延滞金の額というのと、国民健康保険税が23年度でも3,200万の延滞金のうち、1,457万6,000円も延滞金を払っておるんです。現年分もなかなか払えない、それから延滞金の本税も払えない状態のもとで、この1,457万6,000円というような延滞金をいただくというような余裕があったいただいたのか、それとも、もう出すのは当たり前という考え方でこれは徴収されているのか、その辺はいかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 山守収納課長。

**収納課長（山守 修君）** 三宮議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、本税と延滞金の徴収の関係につきましても、当然かと思いますが、それぞれの

税目の本税が未納な状態で延滞金を徴収するという事は、原則行っておりません。ただ、滞納案件、滞納件数が過年度で少なく、たまたまお忘れになっている方につきましては、本税を納めていただくと延滞金のほうの徴収事務に入らせていただくということでございます。

また、滞納が多くて、引き続き分納等を行っている方につきましては、本税を完納後、延滞金のほうの徴収に入るという事務を行っております。

なお、どうしても滞納額がずうっとふえてきまして、現年分のほうの滞納もなされている方につきましては、私ども指導としまして、現年分の滞納整理ができると、滞納事務に入るというのは、先生も御存じのように、納付期限が過ぎた税目に対してできますので、将来来ます納付期限のものまで滞納整理をするということではできませんので、そういった今までずうっと滞納されている方につきましては、当然現年分の納税を指導しながら、あわせて現年分も分納される方につきましては、私どもとしましても、いわゆる延滞金が発生していくこともありますので、延滞金の増加等を考慮しながら、現年分、過年度分、どちらを先に納税するかということは、そういった延滞金の増額を考慮しながら決めさせていただいています。

もう1つ、大幅に延滞金が増加しているという御質問でございますが、確かに一般会計におきましては、22年度に対しまして23年度は約2倍ほど、国民健康保険特別会計で22年度と23年度におきましては、約3倍近く延滞金が増収になっております。これにつきましては、増加の大きな要因としましては、平成23年度より開設しました愛知県西尾張地方税滞納整理機構の徴収実績によるものが多いというふうに考えています。以上です。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 要するに、滞納処分の停止だとかというような、その人の現在の生活状況に基づく判断によるきちんとした救済措置が基本的に長期にわたってとられていなかったということが、当然やり出したのは23年度ですから、それもあってそういう延滞金がかかり滞納があるということと、それからもう1つは、さっき課長が説明されましたように、西尾張滞納機構に持っていかれた中でどういうことをやっておるかといったら、全部の税額を一括で払うか3分割で払うかというのが最初の呼び出しのときの話なんですよ。借りてでも持ってこいと、こういうことをやります。

それから、そういう中でいろいろ本人たちが返答に困ったりしますと、今、例えばちょっと相談をしておるので返事を待ってくださいと言ったら、誰と相談しておるか言えと、言わなかったら、これは刑事告発できるといって電話でおどすと、本当に考えられんようなことがやられておるんです。

で、この条件で納付しなかったら給料を差し押さえますということで、今の滞納処分ぎりぎりのような人たちをやるということで、私が相談に乗った人は、ほかの県でも弁護士と相談しておったものですから、誰と相談しておるか言えと言われたそうだと、どうしよう

とって電話がかかってきましたので、今、何々弁護士と相談中で、その問題が解決したらきちんとお話ししますと言ったら、一遍に態度ががらっと変わっちゃったんですね。本当に滞納なんていうのは絶対許せんこと、犯罪だと。したがって、私の指示に従わなかったら刑事告発するとか、給料を差し押さえますとか、しかも、それは提示した条件をのまなければという話であって、それをやると実際に私の生活ができんようになるから、もう少し何とかしてくださいなんていうのは、今まで弥富でなかなかあなたたちは言うことを聞かんかった人だもんで、これが当たり前だと。だけど、機構といたって実際にはこれは何のあれもなく、弥富市長の名前でしか差し押さえもできないし、処分もできないようになっていますよね。結局、そんなやり方をされて、私は市民との信頼関係というのはどんどん壊されていっているような気がするんですが、本当に今言ったような形でやるのが、確かに税の収納率はふえていますし、こうやってお金が出てきますね。さっき言ったように、弥富市の場合、本税が残っておる場合は、延滞金の徴収は先延ばしにしてきたんですが、機構に行くと、それも含めて差し押さえをしますというような格好でやりますので、この状態だと、本税が全部終わってからというんじゃなくて一緒に差し押さえをするということや、言うことを聞かなかつたら給料を押さえますとってやる。

先日も私が相談に乗った人なんか、実はこの5年間調べたら、同じ弥富市に住んでおります両親を、そんな収入のない人を扶養しておったということで、確定申告をしたら、所得税は、この間はそんなに多くはなかったんですが、全部戻ってきましたよね。当然、市民税もほとんど還付の対象になると。滞納の整理に本人はそれを充てたいというふうに言っていますけれども、そういう人たちまで機構に送られているというような状態というのは、私は相当今のやり方というのは、本当にきちんと説明をし、納得もさせて税金を徴収するという本来の税務事務からいうとかなり、本当に話を聞いておって、サラ金の取り立て並みのことをへっちゃらでやっていますから。やはりこれは市としては、そんなことが市長の名前でどんどんされていくというのは、私は大変不名誉なことだと思いますので、ちょっと実際にやられていることについて、あなたたちも全然知らんわけじゃないと思いますので、よく事情も聞いて、そういう乱暴なやり方はやめるように、ひとつお話ししていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

**議長（佐藤高清君）** 服部市長。

**市長（服部彰文君）** おはようございます。

三宮議員の西尾張滞納整理機構等につきましての税の徴収のやり方ということについてのお話でございますけれども、今、三宮さんがるるおっしゃった発言については、私どもも確認をしていかなきゃならないというふうには思うわけでございます。しかしながら、この滞納整理機構ができたといういきさつについては、もう22年の状況の中で御説明をさせていた

だいておるところでございます。

私たちが年1回、職員が滞納整理という形の中でそれぞれの御家庭に赴いて、いろいろと業務をさせていただきます。税の公平さということについてお願いをしているわけですが、確かに西尾張滞納整理機構につきましては、少しその辺の規律というか、そういうことについてはきついものがございます。結果的には、その滞納の整理をさせていただくということの目的をきちっと仕事としてしているわけですので、そういった形の実績も上がっているということは、先ほど所管が申し述べたとおりでございます。

しかしながら、個人の生活であるとか、生活の基盤ということにつきましては、十分考慮した上での徴収のあり方だというふうに思っておりますので、誤解のないようにしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 結局、基本的に1年間で解決するという基準でやっておりますので、そんなに収入がない人たちが1年間に何百万というような滞納の解決なんて、とてもできるわけじゃないわけですよ。ところが、その対応というと、税金を払っていなかったら、あんたの会社、あんたの事業は潰れておるんだからね、そんなもん借りてきてでも何でも1年以内に解決せよということやる。それから、住んでおる家以外の、50坪程度の20年もたっておるようなうちを差し押さえるとかというのは、私は非常に問題があると。で、ローンが残っておると、そういう差し押さえをされると、ローンを繰り延べするとか、そういう相談も一切銀行は受け付けなくなりますので、本当にうちを売り払って仕事をやめるということしかできないような状況に追い込まれている人もおりますので、ぜひ今市長がおっしゃられたように、その人の生活や事業基盤についても、それなりの配慮もしながら、きちんと法の定めに基づいて払える範囲で負担をしていただくというふうにしないと、1年で解決するということができれば、当然そういうことが起こってきますので、ぜひ事情によっては一定の年限もかけていくということだとか、滞納処分の停止の対象になる人たちについてはきちんと手続をとっていくとか、そういうことを強く要望して、次の質問に移ります。

次は、今、減免の問題についてはそういうかなり基準を改めるということがありましたので、それはそれでやっていただきたいと思いますが、次に国民健康保険特別会計の問題でお尋ねいたしますが、この国民健康保険税の値上げを、23年度分の改定を決めたときには、私どもも市側と色々な議論をさせていただきまして、相当上げ幅が大きい。しかも、それは収入が皆さんが減って、今までの税率では大幅に足が出ると。どんどんどんどん、こういう不景気のもとで所得が減ったもとで負担をかけていく、そういう仕組みでありますから、ここは私どもはそのときに、以前に市が2億3,000万ですか、22年度には出していたものをかなり大幅な値上げをすることを通じて、3,000万円ほど繰り入れを減らすという提案がされ

ましたが、それについて私どもは、相当、特に所得の低い人たちの負担が限界を超えていることもあって、上げ幅は少しでも抑えていただきたいということを強く要請し、市側も一定の考慮は必要だということで、医療費の増加分が年間7,000億円ほど予想されるが、そのうちの3,000万円については繰入金を入れることを前提にして上げ幅を抑えるということで補正予算も組んでいただいた経緯がございますが、国というか、この国保の支援の制度もいろいろ複雑でなかなかわかりにくい仕組みになっておりまして、相当年度末にお金が残ったということで、繰り入れは多分せずに決算をやって、今ここへ決算が出ておるわけですが、問題は、もともと本当に収入がそこそこ、あるいは同じような状態が続いている中での値上げになっておるのか。大幅に収入が下がって税率が下がった分を上げるというような、そういう対応をした中でのやつでありますので、これは約束は守っていただくべきだと思いますし、もう1つは、大幅に繰り越しが発生したというんですが、新年度の今回の補正予算の中にもあったんじゃないかと思うんですが、償還金が大幅に発生しておりまして、そんなに残っておるような状況では全くないわけでありますので、国民健康保険の現在の国の制度のもとで、皆さん、行政も市民も大変苦勞しておるのはわかりますが、やはりここは、そうした市民との約束、私どももそういうことを条件にして賛成させていただいたわけありますので、その分については、過年度にさかのぼってこの繰り入れをすることはできんわけあります。やはり本年もまた個人所得については、市民税については年少扶養控除なんかなくなって多少個人市民税が上がったんであります。所得がふえて上がったわけではありませんのでね。そこは市民との約束、あるいは議会とのそういう審議経過を踏まえて、私は必要な対応をしていただくべきだと思いますが、御答弁をお願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 平野保険年金課長。

**保険年金課長（平野宗治君）** 三宮議員の御質問に、保険税は決定時の説明より高過ぎるといふ点と、それから3,000万円の追加繰り入れの件についてお答えさせていただきます。

まず最初ですけれども、平成23年度の税率改正時の説明としましては、所得割の税率を従来の6.1%で低所得の方に配慮し、均等割を3,000円、平等割を5,000円に引き下げ、課税限度額を71万円から国と同額の77万円に引き上げるという前提で考えさせていただきました。

そこで、所得割の課税基礎となる23年度課税対象の総所得金額が平成22年度より15億円ほど落ち込んでいるために、所得割額が7,000万円の減収が見込まれました。また、均等割額、平等割額が4,530万円の減収となります。また、課税限度額を引き上げることにより、640万円ほどの増額を見込めました。全体では1億890万円の減収となります。それを補うために所得割を1.63%上げる必要がございました。

また、療養給付費につきましては、過去の平均増額分7,000万円が、先ほど三宮議員も言われましたように7,000万円ほどございまして、今後も毎年増加していく予想がされますの

で、それを補うために所得割を0.83%引き上げる必要があり、合わせると所得割を2.46%引き上げる必要がございます。しかし、経済情勢の低迷により所得割の税率を急激に上げることはできないため、7,000万円のうち3,000万円の財源につきましては、一般会計より法定外の繰り入れにすることとし、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分を合わせた所得割を6.1%から2%引き上げ8.1%にして、4,000万円の国民健康保険税の増収を見込みました。合計1億4,890万円増額予定の税率改正をさせていただきました。

結果的に見ますと、22年度本算定時と23年度本算定時の調定額の差で比較しますと、9,375万2,000円の増額になりました。税率改正時の説明よりは現在は低くなっています。

また、保険給付費のほうで見させていただきますと、22年度、23年度の差額としまして1億1,570万8,200円、保険給付費がふえております。率として104.2%でございます。

国民健康保険税としましては1億2,359万1,947円の増額になっております。税と給付金の差を見ると、780万円ほどでございます。

それから、3,000万円の追加繰り入れの関係で申し上げます。当初予算より、歳入では前期高齢者交付金が3億861万円多く交付されました。歳出では、後期高齢者支援金等1億6,511万円が多く発生し、差額1億4,350万円の歳入増が生じたため、一般会計からの繰入金3,000万円を執行することなく国保会計を運営する判断をいたしました。

また、先ほども述べましたが、均等割3,000円、平等割5,000円を引き下げることで低所得の方にも配慮させていただきました。以上でございます。

**議長（佐藤高君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 今、その説明がありましたように、給付費の値上がり分については3,000万円補填すると、結局、上げ幅を当初市の発表したものよりも絞ったんですね、値上げ幅を、そういうことで財源不足が発生すると。

今、課長が説明されたような形で、確かに表面的な収入はふえたわけではありますが、しかし、23年度は7,000万近い償還金が発生したんじゃないかな。そういうことから、そんなお金が余っておるような状態では全くないんですよ。それなら、3,000万円繰り入れをすることで上げ幅を抑えるということで私たちも賛成した経緯がありますし、そのことは議会の当時の会議録を見ていただければはっきりしておるわけでありまして、国保会計の財政の状況というのは、国のいろんな複雑な制度が絡んでおりますので、ことしはよくても、来年またどうなるか全く不明朗なところがありますので、お金が余ったからといたって、今言ったように、償還金が前年なんかはせいぜい二、三千万でしたね。介護保険のほうはそういうことはないですよ。国保はむちゃくちゃなんですわ、これがね。そうすると、国に制度を直してもらおうというようなことは、市長もいろんな機会に行ってお願いをしていますが、これだけ残ったから大丈夫だという判断は、私は今の国保の状況からいうと、

あるいは、今、償還金が7,000万円ほど返すという状況から見ると不適切ではないかということで、これはひとつ、今さら23年度について繰り入れをすることはできませんので、その分は新年度のどこかのところで埋め合わせをしながら、国保会計の財政を安定させて、少しでも今後も値上げ幅を抑えるために使っていただくということはぜひ新年度に、この23年度の措置を見ると、一時的にたくさんお金が余ったように見えてましたが、そうじゃないわけがありますので、その辺は御考慮いただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 大木副市長。

**副市長（大木博雄君）** 法定外の繰入金につきましては、本年度当初予算で2億円組ませていただいております。それで、確かに23年度におきましては前期高齢者の支援金というのが我々が思っておったより多く入ってきたということもあります。ただ、これがずうっと続くかどうかというのは非常に流動的だということは重々承知しております。

今回の補正の中でも財政調整基金に6,000万積むというような形にたしかせていただいておりますし、国保会計の安定化に向けてということで努力はさせていただいております。

こうした中で、例えば24年度の同じような高齢者支援金だとか、そういったものについて変動が生じる可能性もありますので、そういった場合については、やはり柔軟的に考えて繰り入れということもしなきゃいかん状態が起きるかもしれませんが、そういったときには、またきちんと対応させていただきましますけれども、今の時点で3,000万繰り入れるという約束は、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** ちょっと納得いかんところもありますが、そういうこの制度そのものが非常に不安定ですので、そのときには対応するということは、最小限それは要望しながら、もう時間がないので、最後に介護保険のことでお尋ねをさせていただきます。

介護保険につきましては、時間がないからそんなにたくさんの質問はできませんが、1つは、大幅な今回値上げがあったこと、同時にもう一方で、要するに23年度の加入者9,766人のうち、3,298人は均等割も含めた税金のかからん御家庭に住んでいる方なんですよね。さらに、基準の第6段階、あるいは第7段階で均等割がかかれば、一気に基準額の5万4,600円から6万8,200円になるわけでありまして、均等割につきましては非常に低い水準で設定をされておりますが、介護保険の今回の値上げを少しでも少なくするというので、私どもは翌年度への繰越金も含めて全体の費用を考える、あるいは県を通じて、こういうときに取り崩す積立金をということもやっているようでございますが、市民の利用料以外に、今回、介護保険で値上げを抑えるためにどういう対応がされたか、ちょっと具体的にわかりましたら御答弁いただきたいと思います。



議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

第4期事業計画につきましては、その計画の中で介護保険料を抑制するため、1億100万円の基金取り崩しを見込んでおります。少なくともこの基金の取り崩しというものは、その介護保険料を下げるのに非常に有効な手だてであります。しかしながら、この基金というものがこの第4期においてかなり取り崩したものですから、第5期におきましては、今現在、約500万円程度の基金しかございません。ですから、あえてこの第5期においてその保険料を抑制するという手だてというものは持ち合わせてはいなかったわけです。ですから、必要なその介護保険の費用額を算定する上で、少なくとも12段階、今までの6段階に分かれていた保険料を12段階に上げて、低所得の方々に配慮した保険料となっております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 私はパブリックコメントでも、ことしは繰越金はかなり発生すると。例えば、さっき言った4期のときは繰越金と基金を合わせて1億5,000万円ほどありましたよね。そのうちの今言った額が取り崩し、ところが、基金が500万ほどしかなかったんですが、繰越金が4,400万円近く発生しておりまして、その合わせると4,900万円ほど、だから3分の1程度の財源は持ち合わせておりまして、私のパブリックコメントには償還金などに使うというふうな説明がされておりましたが、今まででも、例えば22年度は2,299万だとか、その前年は2,100万だとか、その前は2,000万だとかという形で、繰越金は今期だけ非常に際立ってふえております。私は大体このことがそのときにわかっておりましたので、これも含めてということや、それから基金で弥富が持つておるやつじゃなくて、取り崩すこともできる仕組みもありました。そういうふうなのが使われていないのは非常に残念だということを指摘して、最後に、もう時間がありません、1つだけ、さっき現年分については、かなりというか、今議論した緩やかな基準にして減免をしていくと。特に市税の場合は、地方交付税の算定基準にもかかわりますので、そういう取れないものを、無理やりではありません、課税するような仕組みじゃなくて、例えば京都市の場合は均等割だけ発生する人につきましては全額均等割を減免すると、かなり低いところで均等割がかかりますからね、そういうことをやるとか、それからきちんと実態のあるものについては市民が申し出ができるようにして、とりあえず不良債権になるような課税はなるべく控えて地方交付税を増額していく、市の収入を安定させていくということについてぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 時間がございませんけれども、介護保険制度につきまして三宮議員か

らいろいろとお尋ねでございますけれども、この介護保険制度につきましても、三宮さんの会派の方からいろいろと過去にも御質問いただいておりますけれども、私ども自治体といたしましては、そういった形の中で具体的な運用に対して市のほうからどうのこうのということとは基本的にはできない仕組みになっておりまして、その辺のところ、今、この制度の一番大きな悩みだろうというふうに思っております。

そうした形の中で、各自治体も非常に大きな課題だということであるわけでございますけれども、私どもといたしましては、今回、158回の愛知県市長会におきまして、弥富市からの提案という形の中で、国の負担率を考えてほしいという形の中で提案をさせていただきました。いわゆる今現在の公費25%という状況のものを引き上げるという方向で要望を出しているわけでございます。そして、このほうが県の市長会のほうで採択をいただきまして、今度次回は東海市長会のほうでこれを議論していただくことになりました。

そうした形の中で、この介護保険制度そのものに対する、社会保障・税一体改革ということもあるわけでございますが、しっかりと審議をしていただき、保険料のあり方、あるいは公費のあり方という形で、財源はどのような形で求めていくか、そしてそれに対する給付に対してきちっと精査しながら、整合性のある形が今一番望まれるであろうというふうに思っておりますので、これからもいろいろと注視していきたいというふうに思っております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 佐藤財政課長。

**総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君）** 今の三宮議員の御質問の中で、地方税を減免した場合にそれが交付税によって補填されるというお話がありましたが、地方交付税制度における基準財政収入額の算定に当たっては、法律上非課税とされているものは基準財政収入額から除外されますが、地方公共団体が任意に行う制度による減収部分についてはこれらの措置が行われず、算定されない仕組みになっておりますので、減免分につきましては、地方公共団体の負担となりますということでございます。

**5番（三宮十五郎君）** ありがとうございました。

**議長（佐藤高清君）** 暫時休憩をいたします。再開は11時10分としますので、よろしく願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

**議長（佐藤高清君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いいたします。

9番（横井昌明君） 9番 横井昌明でございます。

私は、一般会計決算審査の認定について3点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず1点目でございますけれども、市債の借り入れでございます。

これは平成23年度決算で、普通債が約53億、その他で約65億9,200万、特別会計で約53億6,400万、合計で172億1,600万ほどの借り入れがあります。市債の借り入れの利率別現在の状況を見させていただくと、現在の市場金利からすると高い金利で借りておられる物件があります。例えば、3%以下の利率で借りられている、それ以上の借り入れを加算して合計しますと、約6億少しでございます。市の貯金である財政調整基金を使い、高い金利の借り入れだけでも繰り上げ償還できないか、またできるように交渉すべきだと思いますがどうか、よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 横井議員の市債の繰り上げ償還についてお答えさせていただきます。

国のほうから、平成24年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱というものが通知されておりまして、その中で償還金が免除される繰り上げ償還が可能な条件が示されております。財政健全化計画等を作成した上で、さらに公的資金で年利5%以上の残債が対象となるという条件になっておりますので、弥富市の場合の市債についてはそういった条件に該当いたしませんので、ちょっと繰り上げ償還は不可能という形でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） そういう公的資金の繰り上げに対する要綱とか要領が来ておればしようがないと思うんですけど、なるべくなら安い金利のほうで巻きかえていただくということで努力していただきたい。そういう国からのあれが来ておればやむを得んかわからんですけども、できることならそのように努力していただきたいと思う次第でございます。

次に、交付税の関係でございます。

普通交付税が6億1,465万4,000円、特別交付税が1億9,178万8,000円の歳入がございます。普通交付税の算定方法と、特別交付税には何が入っているかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 普通交付税の算定方法でございますが、これにつきましては、基準財政需要額と基準財政収入額を比較いたしまして、不足分を交付するという形でございますが、弥富市の場合は平成27年度までは合併算定がえという措置がされております。これはどういうものかと申しますと、旧弥富町と旧十四山村が存続しているものと仮定して普通交付税が算定されます。ちなみに、23年度は旧弥富町分が1億4,221万7,000円と

旧十四山村分が4億7,243万7,000円、計6億1,465万4,000円となっております。ちなみに、弥富市の一本算定につきましては1億1,506万円という形でございます。

次に、特別交付税につきましては、普通交付税で補填されない特別な需要額に対して交付するという形で、交付税総額の6%が特別交付税というもので措置されるわけですが、こういったものがあるかという、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があるというものとか、基準財政収入額に過大に歳入された財政収入がある、さらには災害等のために特別の財政需要があるということで、例を挙げますと、基準財政収入額のところで算定した税に過大な変動があったとか、大きな災害が起きたというようなことが、一例を挙げますとそういうものでございますが、そういったものを考慮して国が決定するという形でございます。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 横井議員。

**9番（横井昌明君）** ありがとうございます。合併して交付税の計算は大変有利に働いておるとのことだと思います。

次に、また弥富市の23年度の財政力指数は幾つでございましょうか。財政力指数で1と0.8の値があった場合、どのような違いが出てくるか簡単に説明していただきたいと思えます。

**議長（佐藤高清君）** 佐藤財政課長。

**総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君）** 現在の弥富市の財政力指数という御質問でございますので、今資料で用意しておりますのが、24年度直近の財政力指数という形で答弁させていただきますが、24年度の単年度につきましては、0.97669でございます。財政力指数はもう1つ3カ年平均というものも用いますので、22から24年度の3カ年平均で0.98374という形になっております。

続きまして、財政力指数が100と80でどのような違いがあるのかという御質問でございますが、交付税の算定する上において、基準財政収入額というのをを用いるわけですが、これにつきましては、基本的に標準的な税収入の75%を算入しております。別の言い方をさせていただきますと、標準的な税収入の25%が留保財源となるという形でございます。例えば、基準財政需要額が同じ2つの資料を例に挙げますが、まず基準財政需要額が75億円、標準税収入が100億円のA市があるとします。このA市につきましては、基準財政収入額は標準税収入の75%でございますので75億円となります。そうしますと、基準財政需要額の75億円とイコールになりますので、普通交付税はなし、財政力指数は1.0という形、これをA市とします。次に、B市のほうが基準財政需要額がA市と同じく75億円、標準税収入が80億円というふうにしますと、この標準税収入の80億円に対して75%を基準財政収入額に算入しますので、基準財政収入額は60億円、基準財政需要額75億円の差額の15億円が普通交付税とし

て交付されます。財政力指数は60割る75で0.8となります。こうしたときに、A市の留保財源というのは税収入の25%でございますので25億円となり、B市の留保財源は80億円の25%で20億円となります。したがって、留保財源に5億円、これは標準税収入の差の20億円の25%という形になりますが、そういった差が出ます。つまり、財政力指数が1.0と0.8では一般財源総額に留保財源分の差が出るという形でございます。以上でございます。

**議長（佐藤高君）** 横井議員。

**9番（横井昌明君）** 大変詳しく説明していただきまして、ありがとうございました。財政力が高ければ高いほどいいということでございますけれども、今後とも、企業立地とかいろいろな面に努力していただきたいと思う次第でございます。

もう一つ、3番目でございますけれども、款項目でいきますと2.1.4の19、これは総務の財政管理費の中の海部津島土地開発公社負担金、98万9,000円が支出されております。これにつきまして、今後は公共事業並びに代替地等を取得する必要が少なくなると思います。弥富市には土地取得特別会計もございます。開発公社を廃止した自治体もあります。今後存続する必要があるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

**議長（佐藤高君）** 佐藤財政課長。

**総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君）** 海部津島土地開発公社の存続についての御質問でございますが、これにつきましては、平成22年度に海部津島土地開発公社を構成する4市2町1村で、海部区域内でございますが、公社の存続について協議をいたしました。そこでは、将来にわたって存続・廃止について検討していくべきであるが、現在の利用状況につきましては、弥富市は利用してございませんが、利用している市町が複数ございます。そういった状況から見て、当面は存続し、3年後に再度存続・廃止について協議をすると合意をされておりますので、そのときにまた協議して存続について検討する形になっておることでございます。

**議長（佐藤高君）** 横井議員。

**9番（横井昌明君）** 早急にやるということは大変難しいことだと思いますけれども、今後とも行財政改革に従って努力していただきたいと思う次第でございます。以上で終わります。

**議長（佐藤高君）** 次に那須英二議員、お願いします。

**4番（那須英二君）** 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、一般会計決算の関連について2点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですが、現在の小・中学校の環境整備についてお尋ねさせていただきます。

小・中学校におけるトイレの洋式化、生徒と教職員と分かれておりますが、それを以前行うということで、現在進捗率というのはどのようになっていますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 那須英二議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、小・中学校のトイレの洋式化の現状でございますけど、現在の洋式化率は小・中学校全体で30.4%でございます。続きまして、職員トイレの洋式化率の御質問でございますけど、現在の職員トイレの洋式化率につきましては17%でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 小・中学校のほうですと30.4%ということで、これについても新しい学校と古い学校においてちょっと格差があるということで伺ってはいるんですけども、そのあたりの改善というのはどのような方向でお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 新しい学校と古い学校の差でございますけど、御承知のとおり、（仮称）第2桜小学校につきましては100%洋式化でございますけど、最も古い他の学校の職員トイレにつきましては、洋式化率ゼロ%という学校も数校ございます。今後につきましては、トイレにつきましては、今回24年度でも一部弥生小学校の職員トイレと弥富北中学校の職員トイレにつきましては、改修を現在行っている状況でございます。

児童のトイレにつきましては、今年度につきましては、弥生小学校のトイレを一部洋式化を現在進めておる状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今後も、今、特に多くの御家庭では和式のトイレというものの自体がなくなっておりますものですから、やはり時代に即した形で今後とも進めていってほしいなと思っております。

続きまして、保健室の温水シャワーについてなんですけど、特別教室のほうも含みますけれども、その設置の進捗率のほうはいかがなっておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 保健室付近への温水シャワーの関係でございますけど、23年度におきましては、白鳥小学校のほうで設置をさせていただきました。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 現在まだ未設置校というのが、いただいた資料があるんですけど、そちらのほうでは5校ということになっておりますが、これについてはいつごろ行われる予定でおりますか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 議員御指摘のように、現在未設置の学校につきましては、今年度弥生小学校のほうに設置をしますので、今年度終わった段階で、桜小学校、大藤小学校、栄南小学校、弥富北中学校、十四山中学校の5校が未設置となります。こちらの学校につきましては、次年度以降計画的に行いたいと考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 来年度以降ということで、もちろんなんですが、ぜひとも早い段階で新しい学校と古い学校の格差を直していくためにも、早期の対応を要望しておきます。

続きまして、小・中学校の地震対策ということで、窓ガラスの飛散防止フィルムを今全面的に張っておるところだと私は思っておりますが、その取りつけに関しては完了いたしましたでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 23年度につきましては、小学校で3,200平米ほどやっております。今年度で小・中学校全て完了する予定でございます。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** ありがとうございます。こちらについては、やはり地震のほうも早期に起こり得る可能性がありますもんですから、対応していただいておりますので、ありがとうございます。

そうすると、続きまして体育館の天井とか照明などの落下防止工事が今行われているかと思いますが、それについては今現在どのようになっておりますでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 体育館の落下防止、通常非構造材の耐震補強と言っておりますけど、こちらにつきましては、今年度24年度でございますけど、桜小学校の体育館の天井落下の防止の設計を行って、来年度、国の事業採択をもって実施したいと考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、桜小ということで1校ということですよ。ほかのまだ耐震が済んでない学校というのは残り全てどうなっておりますでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 先ほど桜小学校と言いましたのは、構造材の耐震補強につきましては、校舎・体育館につきましては、全て弥富市の学校は平成22年度に終了しております。先ほど申しました天井材というのは、いわゆる非構造材の耐震補強でございますので、先ほど議員が言われましたように、窓ガラスの飛散防止とか照明器具の落下防止、そういったものでございますので、私どもとしましては、まず桜小学校の体育館につき

ましては、耐震診断のときに構造材の補強はその当時の判断ではぎりぎり必要なかったもの  
ですから、まず非構造材のほうを重点にしたいと考えておりますので、現在、今年度桜小学  
校の非構造材の耐震補強の設計を行いたいと考えております。他の学校につきましては、調  
査の結果によりますけど、順次計画的に行いたいと考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、阿久井のほうでも南海トラフ等の地震がやはり早期に起こり得る  
可能性があるということでもありますから、ぜひともそういった工事に関しても早急  
に進めていっていただきたいと思えます。

あともう1つ、先日、私一般質問のほうで、ここにいる鈴木議員や横井議員なども御質問  
ございましたが、小・中学校へのソーラーパネルの設置ということで、こちらのほう、市長  
のほうも私の一般質問の中で、市でも積極的に再生可能エネルギーの政策に取り組んでいく  
ような姿勢が示されておまして、こちらは、普通の民家でも売電など太陽光の設置を行っ  
ても10年ほどで回収ができると言われております。学校などにおいてはやはり安定的な建物  
ですから、その効果もやっぱり大きいと思うんですね。だから、そういったことも踏まえて、  
費用対効果は十分にあると思えますし、何より、もし災害時に緊急的に、全面的には太陽光  
ですから、発電できるとは思いませんが、少しでもそういった発電機能があることというの  
は本当に助かるものですから、ぜひとも今後検討していただきたいと思えますが、今  
そのような形で検討されていますでしょうか、いかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** さきの一般質問でも教育部長のほうが答弁させ  
ていただきましたけど、現在の、例えば校舎とか体育館の屋上にそのままソーラーパネルを  
乗せるということになりますと、耐震等の問題もございますので、改築もしくは新築のとき  
に、構造計算等もございますので、そういったときに太陽光発電を検討していく必要がある  
かと考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 新築や改修が終わってからということでしたが、やはり地震に関して  
はいつ起こるかわからない、本当に直近のかなりだと私も思っておりますし、避難所として  
も指定されているわけですね。だから、やっぱりそういった部分に取りつけていくという  
のは、もちろん耐震性は鑑みないかんと思うんですけども、そういった調査を早急にして、  
ぜひとも取りつけていく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部市長。

**市長（服部彰文君）** 那須議員にお答え申し上げます。

今、さまざまな3・11の地震からいろんな教訓、それを課題にしながら一つ一つをクリア



していかなきゃならないということがあるわけでございます。国におきましても、さまざまな公共事業等々、どのような形で優先順位を示していくかということが問われるわけでございます。私ども地方も同じでございます、防災・減災ということに対してどのような形で対応していくか、あるいは電力のエネルギーに対してどのように対応していくかということは、大変基盤整備事業の中でも優先課題だろうというふうに思っております。一度それぞれの公の施設の中で、そういったものが設置できるような、例えばソーラーパネルが設置できるような状況というのはどのような規模であるかということ、それぞれの公共施設の中で調査させていただきながら、前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、市長からも前向きに検討していただくということで、本当に心強く思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

学校関連に関しては最後になりますが、小・中学校の敷地内の借地整理というものが今現在どのようなことになっておりますでしょうか。進捗状況をお願いします。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 小・中学校につきましては、今手元の資料が、正確な数字はちょっと後日また変更させていただきますけど、小・中学校全体で8,000平米ほどの借地がございます。昨年度23年度、弥富北中学校の駐車場の借地ございましたけど、そちらのほうの買収をさせていただきました。今後につきましては計画的に、地主の問題もございますけど、買収を行いたいと考えております。以上です。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** こちらに関しても本当に地権者のほうが複雑で難しい問題となっておりますと私も伺っておりますが、やはり今後とも引き続いて行ってほしいと思っています。

では、続きまして2点目に移ります。

子育て世帯の大きな支援策となっている就学援助制度についてなんですが、今本当に雇用の不安定化だったり、賃金の低下だったりして、少子・高齢化社会というものが本当に加速していると。そんな中で、国のほうでも年少扶養控除などがなくなって、全国的に子育てする世帯が本当に大変な状況になっております。でも、そんな中で、当市はすぐれた子育てを応援する制度として就学援助制度、基準もすごい高いということになっておるんですけども、本当に近隣市町や全国的に見ても、かなり支援が受けやすいような高い水準のものとなっておりますが、現在この制度を利用されている方というのはどの程度いらっしゃいますでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** まだ年度途中でございますので、就学援助の24年度現在の認定者のほうの報告をさせていただきます。現在、小学校で178名、中学校で125名、合計298名の認定が受けられております。全小・中学生に対する割合は7.7%でございます。ちなみに、昨年度末でございます、23年度末の援助率は7.4%でございますので、0.3%現時点で人員としては増となっております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 私がいただいた資料によりますと、小学生のほうで6.6%と、中学生のほうでも9.8%と、それを平均して7.7%ということになっておりますが、全国的に就学支援制度というのはあるんですが、およそ平均全国でならしますと13%ということでも承知しているんですが、特に首都圏、例えば東京や大阪でいうと20%を超えている状況のところもあると。だから、本当に全国的には受け入れられているということで、愛知県は首都圏にありながら受けられる方は低いんですが、それでも10%程度あるんです。だから、弥富市は今こんなすぐれた高い水準の制度にありながら、なぜか7.7%ということで、やはり利用者のほうが少ない状況になっておるんですね。その原因というのはこの資料はどのようなことで捉えられていらっしゃるのでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 実は、先ほど7.7%が低いというお話でございますけど、私どもの周知の方法としましては、議員も御存じかもわかりませんが、毎年私どもは全小・中学生に就学援助のチラシを配っております。そちらのほうには、認定基準、およその目安の基準等、こちらは全て書いてございますので、周知の方法についていかなものかということ、これ以上の周知の方法につきましては、市のホームページとかそういったことでもやっておりますし、あと就学援助が必要になるのはお子さんの状況が変わったとき、家庭の状況が変わったときは、多分学校の担任の先生が一番よくわかると思いますので、毎年各学校の先生を集めまして、就学援助についての認定の仕方とか、そういったことについても周知を図っておりますので、先ほどの認定率7.7%は現時点でございますので、認定につきましても毎月随時やっておりますので、弥富市が極端に低いというふうには考えておりません。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、周知の方法ということで努力いただいているということでありましたが、私、市のホームページで就学援助について見ておったんですが、対象者が、今からちょっと読み上げていきますが、このように書かれていたんですね。まず第1項目め、生活保護を受けている方、生活保護が停止または廃止されたところと。2番目、項目でいうと、市町村民税が非課税または減免された家庭、3番目、個人事業税または固定資産税が減免さ

れた家庭、4番目、国民年金の掛金が減免または国民健康保険料が減免もしくは徴収猶予された家庭、5番目、児童扶養手当が支給された家庭、6番目、生活福祉資金の貸し付けを受けている家庭、7番目、保護者が職業安定所に登録、日雇い労働者である家庭、8番目、要保護者に準ずる程度の経済的に困りの家庭と、こういうふうに書かれているんですね。

今読み上げたところ一番最後の8項目めのほうなんですが、この要保護者に準ずる程度に経済的に困りの家庭と書いてあるんですが、要保護者というと結局生活保護ということになっているんですけれども、生活保護基準並みということで捉えられる可能性があるんですね。でも、実際当市のすぐれた就学援助制度に関しては、保護基準の1.2倍という水準で、しかも給与所得控除などを引いた後の金額と照らし合わせての1.2倍ということで、本当にほかの自治体に比べても受けやすい状況になってるんですね。で、やはり市民がこのホームページを見たときに、私は生活保護基準までじゃないわということでなかなか申請には至らない部分があると思うんですね。だからこそ、具体的なケースや金額等も載せて、例えば夫婦2人何十代と、子供1人何十代、このところでは幾ら幾ら、この基準ですよというような明確なサンプルをつけて周知していただきたいなと思っているんですね。今、学校のほうでも説明があると言われましたけれども、そういった形で資料自体も中身をもっとわかりやすい、市民が見て自分で判断できる、私はこの基準に該当しておるから受けられるんだという形で判断できるような資料を作成し、周知を図っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 先ほど、毎年全員の方にチラシをお配りしておるという御説明をさせていただきましたけど、その中に裏面のほうにモデルケースとしてこういう形で、例えば母子2人、3人家族で持ち家の場合とか、賃貸住宅の場合も、あくまで目安でございますけど、こういったものを添付をしておりますので、こういったものについて、先ほど議員が言われましたように全くわからないという状況ではないかと私どもは考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、学校のほうでお配りしているということでしたが、ホームページのほうはまだそういうことがなされてないものですから、ぜひともホームページ等にも添付していただきたいなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** ホームページのほうに記載してないということでございますので、ホームページのほうにつきましても記載できるように、ちょっと時期のほうは未定でございますけど、できるだけ早急に掲載できるようにしたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、前向きな方向で周知に努めていただくということで御回答いただきました。本当にありがとうございます。今、少子・高齢化ということで子育て世代は大変な状況で、やはり子供が少なくなっていくと、将来的に市の財政的にも、大きく言えば国のほうでも、日本全体を考えたときでも大変な状況になっておると思うんですね。だからこそ、子育てを支えていく市政についてはぜひとも前面に押し出して、「子育てするなら弥富市で」と、今本市でも打ち出しておりますから、ぜひともそれをPRの材料に使って、なるべく若い世代が入ってこられるような形で取り組んでいていただきたいなと思っておりますので、その分本当に心強いお言葉いただきましたので、ぜひとも今後ともよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案15件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 伊藤 正 信

同 議員 大原 功